

申請に対する処分

処分名	墓地，納骨堂等の変更及び廃止の許可
根拠法令	墓地，埋葬等に関する法律第10条第2項
所管課	環境対策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

奄美市で墓地経営，納骨堂を設置している者で，変更及び廃止をしようとする人

(2) 申請の方法

変更及び廃止の許可を受けようとする人が，墓地等変更（廃止）許可申請書（奄美市墓地，埋葬等に関する法律施行細則第2条に規定）を環境対策課に提出する。

添付書類

（変更の場合）

- ア 墓地，納骨堂及び付近の略図
- イ 敷地の図面
- ウ 納骨堂にあつては建物の配置平面図，立面図及び構造仕様書
- エ 敷地の土地登記簿謄本
- オ 敷地が借地の場合は，所有者の土地永代使用承諾書
- カ 法人（地方公共団体を除く）の経営するものにあつては，当該法人の寄附行為又は規則の写し
- キ 地方公共団体の経営するものにあつては，その設置，経営等に関する当該地方公共団体の議会の議決書の謄本又は抄本
- ク その他市長が必要と認める書類
- ケ 計画段階で市と十分協議すること。

(廃止の場合)

改葬計画書及び上記変更に基づるもの

(3) 許認可等の要件

(変更許可)

ア 墓地等の基準は、次のとおりとする。ただし土地の状況等により市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(ア) 墓地は、道路、河川又は海岸に可能な限り沿わないで、人家その他人の多数集合する場所から100m以上離れ、飲料水を汚染するおそれの無い場所であること。

(イ) 納骨堂は寺院・教会等の境内地、墓地の区域内であること。

(廃止許可)

イ 次のいずれにも該当する場合に許可する。

(ア) 既存の墳墓等に納められている遺体又は遺骨の改葬が完了していること。

(イ) 無縁墳墓等がある場合は、厚生省令に定める改葬が完了していること。

2 標準処理時間

30日